

平頂山事件 被害賠償請 求事件訴状

作成 中国人戦争被害賠償請求弁護団
発行 中国人戦争被害者の要求を支える会

目次

本件訴訟の目的	5
平頂山事件の概要	5
平頂山事件の歴史的背景	6
平頂山事件の本質と本件訴訟の意義	10
原告莫徳勝について	13
原告楊宝山について	16
原告方素榮について	18
被告国の責任	20
原告らの損害	29

当事者及び代理人

別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金六〇、〇〇〇、〇〇〇円

貼用印紙額 訴訟救助申立

【請求の趣旨】

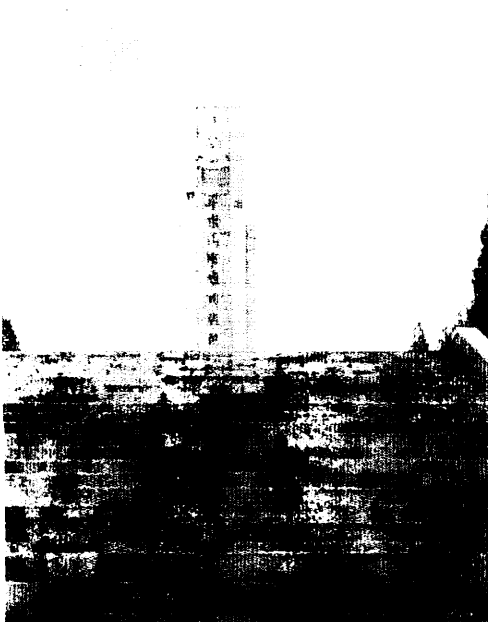
一、被告は、

- 1、原告莫德勝に対し、金二〇〇〇万円
- 2、原告楊宝山に対し、金二〇〇〇万円
- 3、原告方素榮に対し、金二〇〇〇万円

及びこれに対する本訴状送達の日より支払済に至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え

二、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。



平頂山事件現場近くにある慰霊碑。

【請求の原因】

第一 本件訴訟の目的

本件は、一九三三年九月一六日、日本軍の中国遼寧省の平頂山住民虐殺等事件（以下「平頂山事件」という。）の生存者である原告三名が、日本国に対し、右虐殺行為等により被った損害の賠償を求める事件である。

第二 平頂山事件の概要

一 抗日民衆自衛軍の撫順炭鉱襲撃

一九三一年九月一八日、柳条湖事件（中国では九・一八事変と呼称される。）が勃発していわゆる満州事変が始まり、翌一九三三年三月一日には傀儡国家である満州国の建国が宣言されたため、抗日運動が活発化していた中で、平頂山事件の直接の契機となった、抗日民衆自衛軍（以下「自衛軍」という。）の撫順炭鉱襲撃事件が起きた。

自衛軍は、一九三三年九月一五日午後一時ころ、根拠地である五老屯を出発し、平頂山を経て、同月一六日午前一時ころ、楊柏堡採炭事務所などを襲撃した。自衛軍の襲撃に備えて警備体制を強化していた撫順独立守備隊などがこれに応戦し、激しい戦闘になったが、同日午前四時三〇分ころ、自衛軍が敗退させられ右戦闘は終結した。

右戦闘で日本側は、死者五名、重傷者六名、建物工作物等の焼失、炭鉱の作業停止などの損害を受け、自衛軍側は、死者約五〇名の損害を受けた。

二 平頂山住民虐殺計画の決定

自衛軍の襲撃から数時間後、撫順独立守備隊首脳、憲兵分遣隊首脳らが緊急会議を開催し、平頂山の住民を全員虐殺し住家を焼き払うことを決めた。

右の決定は、平頂山住民が自衛軍と通じていることを口実としたが、実際は、自衛軍の協力の呼びかけに、住民

は恐怖を感じだれ一人として応じなかったといわれており、右首脳らは、自衛軍と通じている確証がないのに今後自衛軍に通じる者に対するみせしめのためこのように決めたのである。

三 平頂山住民虐殺計画の実行

一九三二年九月一六日中、日本軍（関東軍独立守備隊第二大隊第二中隊等）は、平頂山住民たちを一カ所に集め包囲し、それに向けて一斉に機銃掃射を浴びせた。機銃の音が一度止み、生存者らが立ち上がって逃げようとしたところ、また、機銃掃射が繰り返された。一斉機銃掃射が終わると、兵士達は死体の山に踏み込み、生存者を調べ始めた。生存者を見つけると銃剣で突き刺し息の根を止めた。日本兵は、笑いながら突き刺していたという。赤ん坊も、子供も、妊婦も情け容赦なく銃剣でとどめを刺した。「お母さん」と泣き叫びながら突然立ち上がった幼児を日本兵が銃剣で突き刺さし殺した。

後日、日本軍は、虐殺の事実を隠蔽するために、遺体に石油をまいて焼却し、ダイナマイトで崖を爆破させて死体の山を埋めた。

これによって約四〇〇世帯、約三〇〇〇人が住んでいたといわれる平頂山が消滅し、住民の大部分が虐殺され、その場から逃げて生存した者は極めてわずかにすぎなかった。原告らは、その数少ない生存者に含まれる。

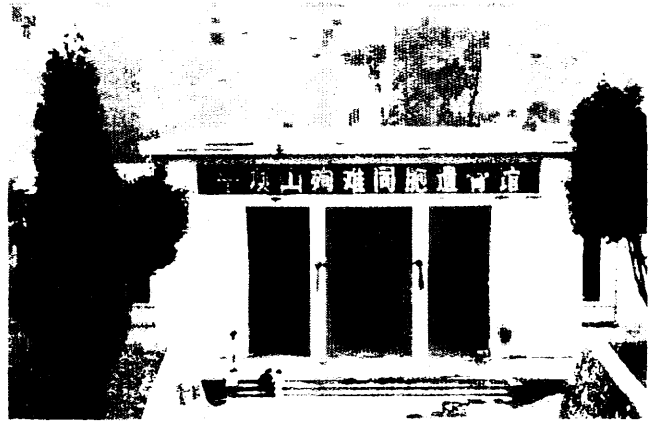
第三 平頂山事件の歴史的背景

日本軍は、自衛軍の襲撃に対する見せしめとはいえ、なぜこれほどまでに残虐な行爲を行ったのか。

この平頂山事件の本質を理解するには、事件に至る歴史的背景の理解が不可欠であるので、以下それについて述べる。

一 一五年戦争前史―日本の対外膨張政策・日本の対中国侵略への基礎固め

日本の対外膨張政策は明治期以来一貫したものであるが、その最初の本格的な現れは、一八九四、五年の日清戦争であった。この戦争は、朝鮮支配をめざす日本が、当時朝鮮の宗主国であった清国の影響力を朝鮮から排除するための戦いであり、勝利した日本は下関条約により朝鮮国の「独立自主」を清国に承認させ、遼東半島・台湾・膨



平頂山遺骨館の正面玄関

湖列島を割譲させ、邦貨に換算して約三億円という巨額の賠償金を得た。

ついで一九〇一年には北京議定書により、日本は列強と共に公使館防衛のために公使館所在区域内に常設護衛兵を置く権利及び首都・海浜間の自由交通を維持するために必要な各地点を占領する権利を獲得した。これにより日本は、同年清国駐屯軍（一九一二年に支那駐屯軍と改称）を編成し、司令部を天津に置き、天津・北京・山海関などに陸軍部隊を配置した。これより先一八九八年に日本は天津に専管租界を設置した。

さらに、一九〇四、五年の日露戦争により、日本は、先に日清戦争後の露・独・仏の三国干渉により放棄させられた大連・旅順を含む遼東半島先端部の租借権を獲得しここに関東州を設け、関東都督府（のち関東庁）を置いた。また、帝政ロシアが所有・経営していた東清鉄道のうち南滿支線の長春・大連間、安奉線（安東―奉天）及び撫順炭鉱を含む付属施設の権利を獲得し、一九〇六年には、その経営のために南滿州鉄道株式会社（以下「満鉄」という。）が設立された。

また、右の沿線地方の行政権・警察権を得、鉄道警備のための鉄道守備兵駐屯権を得た。この関東州の防備と鉄道守備のために配置された日本軍が後の関東軍である。

一九一〇年には、日本は韓国を併合し、これを植民地とした。

これによって、日本は対中国全面侵略への基礎を固めたのである。

二 一五年戦争の発端―滿州事変

1 日本の滿蒙支配の展開

一九一五年には、対支二一カ条の要求で旅順・大連の租借期間の延長等滿蒙地域への支配を強め満鉄・関東州を支柱とする南滿州の支配を不動のものにし、第一次世界大戦（一九一四年から一八年）で資源の確保が急務であることを痛感した日本は、謀略を用いては軍事的介入を試み、滿蒙全域の支配を狙うが、その最も典型的なも

のが、一九三一年九月一八日の柳条湖事件に始まるいわゆる満州事変であった。

これが、一九四五年の日本敗戦によって幕を閉じることになる一五年戦争の発端であった。

すなわち、同日午後一〇時過ぎ、奉天（現在の瀋陽）から東北約七・五キロの柳条湖で、「支那正規軍」が南満州鉄道を爆破したという口実の下で、関東軍が柳条湖北五〇〇メートルにある中国東北辺防軍の兵営である北大営を攻撃した。しかし、南満州鉄道の線路上に爆薬を仕掛けたのはほかならぬ関東軍（独立守備隊第二大隊第三中隊の将校及び兵卒）であり、爆発音を起こしただけで線路は破壊していなかった。完全に関東軍の謀略であった。

侵略を開始した関東軍は翌三二年には満州の主要部を占領し、関東軍に帰順した各省長らによる「東北行政委員会」なるものを設置し、同年三月一日、同委員会をして「満州国」建国宣言を行わせた。関東軍は、第一次天津事件（三一年一月、奉天特務機関長土肥原賢二大佐の謀略により天津で暴動が起こされた）に乗じて天津から連れ出した清朝廃帝の愛新覺羅溥儀を満州国執政に就任させ（後に満州国皇帝）、国際連盟が派遣したリットン調査団の報告書発表の直前の三二年九月一日に日本は先手を打って「日満議定書」を調印し満州国を承認した。満州国は、日本の傀儡国家であり、植民地にはかならなかった。同年一〇月に発表されたリットン調査団の報告書は、日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置と認めることはできず、満州国は自発的な独立運動によって成立したものとは考えられないとし、日本側の主張を完全に否認した。

平頂山事件は、この「日満議定書」調印の翌日に起きたのである。

2 中国の抗日闘争の激化

中国では、先の対支二一カ条要求に対する日貨排斥運動や、一九一九年五月四日のパリ講和条約で日本が山東省の権益を獲得したことに對する反対運動（五四運動）など、民族的自覚の成長にともなう抗日闘争が展開されていた。

「満州国内」では、日本による支配からの解放・独立を求める反満抗日闘争が随所で起きた。満州事変以前は五、六万人だといわれていた自衛軍が、右事変後は三〇万人を超えていたといわれている。

一九二九年四月二九日、撫順炭鉱が自衛軍に襲撃され一二名の負傷者が出た。平頂山事件が起きる一カ月前の一九三二年八月には、満州国撫順公安隊の一部の中国人が日本の指導官を拉致するという事件が起き、同年九月八日には、自衛軍の偵察に出た独立守備隊が自衛軍に包囲攻撃を受けるといふ事件が起きるなど、撫順炭鉱をめぐる自衛軍の活動は活発化し、日本軍も、それに備えて警備体制を強化していた。

三 一五年戦争の展開・終結―日中戦争、アジア太平洋戦争を経て敗戦へ

国際連盟を脱退し（一九三三年三月）国際的に孤立化した日本は、自国の生き残る道を中国さらにアジアへの植民地支配に求め、アジアへの侵略行為を展開していく。

一九三三年一月、関東軍の謀略により上海の日本人居留民と中国人との間で衝突が生じた（第一次上海事変）のを契機に、日本軍は中国軍と激しい戦闘を交えた。

一九三七年七月七日には、支那駐屯軍が蘆溝橋北方永定河東岸で演習中、中国軍の陣地のある竜王朝の方向から数発の実弾が飛来したことをきっかけに、蘆溝橋付近で日中両軍の戦闘が繰り返され、日中両軍は交戦状態にはいった（第二次上海事変）。こうして、日中両軍の武力衝突は日中間の全面戦争へと発展した。

一月七日、中支那方面軍（司令官松井石根大将）が編成され、南京に向けて急進撃し、同月一三日に南京を占領すると、虐殺・略奪・強姦・放火など南京大虐殺として世界を震撼させた残虐行為を繰り返した。

さらに日本は南方の資源獲得をめざして南進政策をとり、北部仏印（現ベトナム北部）に侵攻し、そのためアメリカは対日石油輸出禁止の措置をとった。このことから窮地に追い込まれた日本は、一九四一年十二月八日、自衛のためと称して対米英蘭戦に踏み切り、ここにアジア太平洋戦争が開始された。

戦争初期の段階でこそ、日本は華々しい成功を収めたが、早くも開戦翌年の四二年六月に日本軍はミッドウエー海戦で大敗北を喫し、これを境に日本軍は次第に劣勢に追い込まれていき、四五年八月六日と九日に広島・長崎に原爆が投下され、九日にはソ連が対日参戦し、ついに八月一五日に日本はポツダム宣言を受託して降伏した。柳条湖事件に始まる一五年にわたる日本の侵略戦争は、ここに幕を閉じたのである。

第四 平頂山事件の本質と本件訴訟の意義

一 平頂山事件の本質

前項の平頂山事件の概要と歴史的背景を前提として、平頂山事件の本質を考える。

1 平頂山事件の原因

平頂山事件が起きたのは、柳条湖事件から約一周年を迎えようとしていたころ、日本の権利利益の確認尊重及び日本国軍の駐屯を認める「日満議定書」が調印された翌日である。日本軍が満蒙支配を本格的に展開し始めた時期である。

また、抗日自衛軍の攻撃を受けた撫順炭鉱は、「帝国の一大宝庫」といわれるほど日本の軍事経済体制を支える重要な施設であった。

すなわち、日本が日露戦争終結により獲得した撫順炭鉱は、東洋一の大炭田といわれていた。埋蔵炭量約一〇億トン、一日一万トン、一カ年三〇〇万トンづつを採掘しても約三〇〇年間命脈を保有できるといわれていた。資源の乏しい日本にとって、撫順炭鉱はまさに「帝国の一大宝庫」であった。日本が撫順炭鉱から採掘した石炭の量は、約二億トンといわれている。また、人造石油の原料となる油母頁岩も約七〇〇〇トン採掘し、艦艇用燃料として利用された。撫順炭鉱は日本の軍事経済体制を支える重要な施設であった。

しかし、中国国民にすれば、撫順炭鉱は中国略奪の象徴であった。

撫順炭鉱での採掘方法は、中国人の生命と石炭とを交換する「人肉開発」と言われる野蛮な方法であった。土砂崩れがあり中国人労働者が生き埋めになっても放置しまた別のところを最初から掘り進む、また、良質の石炭層があるとそこだけ無計画に掘り進むというような略奪的開発方法であった。「人肉開発」で殺された中国人は、日本占領の四〇年間に撫順だけで二五万人から三〇万人といわれ、また、死体を何千・何万と集めた「万人坑」が撫順だけでも約三〇カ所にできたといわれている。

中国国民にとって屈辱的な日である「日満議定書」調印の翌日に、中国の炭鉱資源を、そして中国国民を略奪

している撫順炭鉱が自衛軍の攻撃の目標になったのは当然であった。

しかし、日本にとっては、その生命線である満蒙地域を領有し、さらに中国侵略を本格的に展開しようとして矢先に、日本の満蒙権益の象徴である撫順炭鉱が自衛軍に襲撃されたのである。それゆえ、日本軍は国の威信をかけて、徹底した見せしめを行う必要があり、そのため平頂山住民に対し虐殺行為を行ったのである。

しかし、それにしても、その虐殺行為は狂気としかいいようがない。人間に対する尊厳が微塵にも感じられない。その虐殺行為を生み出した根本には、満蒙地域の日本の権益確保・拡大を至上命題とし、そのためには、中国人が殺されてもかまわないというアジア人蔑視、人間無視の考え方があるといわざるを得ない。

2 平頂山事件の虐殺行為の特異性―無辜の一般市民を対象とした虐殺

日本軍は、確証のないまま住民が自衛軍に通じていることを口実に平頂山住民全員に対し虐殺行為を行っている。軍人ではなく無辜の一般市民を特に選別し虐殺行為を行っている点で他に類がないものである。その事件の規模、行為の残酷性から見てまさに侵略初期の日本軍の侵略的意図の強さを象徴する事件であり、この点に平頂山事件の特異性がある。

撫順炭鉱。日中一五年戦争当時、日本の消費エネルギーの4%をここから供給していた。現在は中国有数の炭鉱に成長し、平頂山産の石炭は中国全土で使われている。



3 中国及びアジアに対する虐殺行為の原点である。

平頂山事件は、中国国民の抗日闘争と、日本の満蒙地域への飽くなき支配欲が激しくぶつかりあう中で起きた事件であり、その支配欲は、その後三光作戦（焼きつくし殺しつくし奪いつくす）、七三一部隊の生体実験、南京大虐殺・無差別爆弾等中国国民に対する数々の虐殺行為へと展開されていく。平頂山事件は、その後の中国国民に対する様々な虐殺行為の原点に位置づけられる事件である。したがって、平頂山事件における日本の加害責任を問うことは、一五年戦争における日本の戦争責任の原点を問うことになるのである。

二 本件訴訟の意義

日本軍の侵略がアジア諸国民に与えた犠牲は実に二〇〇〇万人の多数に及んでおり、日本が本件を含む右被害者に対して賠償を行うことは、人道上の道義的義務であるばかりでなく、今日の国際法上の法的義務である。

ところが、日本政府は戦後五〇年以上もの間何ら誠意ある対応をしなかったのみならず、日本の政治家や閣僚は、偏狭な歴史認識に立つて植民地支配や侵略戦争を正当化したり日本軍の残虐行為を否定する発言を繰り返し、その都度アジア諸国の激しい批判を浴び、日本に対する信頼を損なってきたことは周知の通りである。政府、国民が一致し、戦後一貫して戦争責任と加害責任を心に刻み、補償に誠実に務めているドイツに比べると日本政府の対応は余りにも誠意を欠いている。

このように、日本が厳しい批判の目で見つめられている状況の下で、政治家達が果たし得なかった日本への信頼回復が、日本の司法の手によって可能とされるか否かが、本件訴訟で問われている最も基本的な意義である。この訴訟の成りゆきは、中国その他のアジア諸国はもとより、世界の国々から注目されている。

貴裁判所がこのことを強く自覚した上で、戦後五〇年以上も経過し、被害者が高齢に達していることを考慮し、右賠償をできるだけ速やかになされるよう務めることを切に希望するものである。

第五 原告莫德勝について

1 原告莫德勝は、一九二五年五月二十三日生まれで、事件発生当時満七歳であった。祖父母、両親、妹の六人家族で、平頂山村に住んでいた。

2 一九三二年九月一五日の夜、原告莫德勝は、抗日ゲリラ兵が村を横切ってゆく様子を窓から見た。その後、機関銃の音が遠方から聞こえた。

3 一九三二年九月一六日の朝、原告莫德勝は家近くの西方の崖の上から、軍用トラックが何台か村に向かって走行してくるのを見た。それらが停止すると、日本軍兵士が次々と降りて、村に向かって来た。原告莫德勝は恐くなって家へ帰り、母に報告した。間もなく炭鉱での夜勤を終えた父が帰宅し、村に続く道は日本軍に塞がれ、村から出ることは許されなくなっている、と言った。そのうち原告莫德勝の家に日本軍兵士が入って来て「匪賊が来た、逃げろ。」と命令した。これを父が拒否すると、日本軍兵士が銃床で父を殴り始めたので、仕方なく家族全員で家を出た。村を南北に縦貫している大通りは、日本軍兵士に追い立てられ南方向へ移動する住民で溢れて



遺骨館内にある夥しい数の人骨。

いた。兵士は大声で早く行くよう急かし、遅れがちなおばあさんを殴りつけるなどしていた。住民は村の西側にある断崖の下に集められ、日本軍兵士に包囲され逃げられない状況となった。原告莫德勝家族は不安になって、西方に後ずさった。

4 帯刀した将校が、日本語で何ごとか話し始め、通訳が、ここに皆さんを集めたのは、皆さんの安全と財産を守るためだと述べた。しかし、その言葉とは裏腹に、日本軍兵士が、何ヶ所かに布で覆われ設置されていた物の覆いを取り払うと、機関銃であった。直後機関銃掃射が一斉に始まり、住民は次々と薙ぎ倒されていった。

5 父が、原告莫德勝の頭を押さえ伏せさせた。妹は母がしっかりと抱いて伏せていた。多くの住民が走って逃げようとしたが、立ち上がり何歩も歩かないうちに銃撃されて倒れた。母は、呪うように叫んでいた。そのうち、足をやられたという祖父の叫び声が聞えた。周囲は、叫び声と泣き声、機関銃の掃射音に包まれ、血が飛び散って、凄惨な阿鼻叫喚の地獄絵となった。傍にいた父が、その光景を原告莫德勝の視界から遮るように、父の麦藁帽子を原告莫德勝の顔に被せてくれた。

6 やがて、機関銃掃射の音も止んだ。麦藁帽子を取って恐る恐る見渡すと、折り重なって倒れている住民を、日本兵が時に笑い声をたてながら銃剣で刺している様子が窺えた。その時、幼児が突然立ち上って、「お母さん」と泣き叫び、日本軍兵士に突き刺された。又、もう少し年のいった子供も逃げようとして立ち上がったところを刺し殺されたため、原告莫德勝の全身の毛は逆立ち、恐怖に震え、心臓の鼓動を高鳴らせながら麦藁帽子を被って死んだ振りをしていた。銃剣で突き刺す音が近付いて来た。やがて、日本軍兵士は、原告莫德勝を足で仰向け、銃剣でその左肩を刺した。原告莫德勝は激しい痛みを覚え、意識が朦朧としてゆくのを感じた。

7 やがて目を開けると、日本軍兵士の声は聞こえなくなっていた。暫くたって、原告莫德勝は、父に声をかけたところ返事がしないため、父の手を握ったり、その手を噛んだりした。父が被弾し、多量の血を流し絶命していることが分った。今度は母を揺さぶって呼びかけたが、母も妹の亡骸をしっかりと抱きかかえたまま息絶えていた。祖父母も互いにかばい合うようにして、亡くなっていた。

8 「早くしないと日本兵が帰って来る。」という声がした。原告莫德勝は、周りの死体の上を這うようにして南

の方へ逃げ、高梁畑を通り、村の南方に位置する千金堡という集落に入った。そこから村の方角を見ると黒煙が上がつていた。千金堡の住民は、平頂山村で発生した異常事態に気付いたのか、家々はもぬけの空だった。その後原告莫德勝は、知り合いの理髪店主方さんと遭遇し、方さんは、その親戚である師さんが住む拉古峪へ連れて行ってくれた。

9 原告莫德勝が拉古峪の師さんの下に身を寄せて数日経ったところ、日本軍が拉古峪を攻撃するという噂が立った。このため、師さんのつてを頼って養樹園子という所へ退避したところ、原告莫德勝の父方の祖父の兄が探しに来て、結局原告莫德勝は、新賓県の父方の祖父の下で育てられることとなった。

10 原告莫德勝は、農作業やら牛飼いなどしていたが、一一歳の時撫順に引越した。撫順に移ってから望花台小学校に入学したものの、経済的理由で学業をあきらめざるを得なくなった。そして、満鉄の子会社である軽金属に日本の敗戦まで勤務し、いったん和気衝に引越して農業をしたものの、一九四八年には再び撫順に戻り、同市の鉄工場に入社し一九八六年に退社するまで働いた。この間、一九五九年には副工場長、一九八〇年には工場長を務めている。

11 妻と八人の子供（息子二人、娘六人）がおり、既に孫娘三人がいる。この間、最も苦しかったことは、経済的理由で学業を中断しなければならなかったこと、いつも両親らのことを思い出し、孤独に苛まれたことなどである。



誰かをかばったのだろうか…頭蓋骨が砕けている。

第六 原告楊宝山について

1 原告楊宝山は、一九三二年九月一九日山東省平易県に出生した。家族は、鉞夫であった父楊清起、母馬楊氏、弟楊守山の四大家族であった。一九三〇年に、父が撫順の炭鉞で働くため、平頂山村に引っ越して来た。一九三二年九月一六日の事件発生当時、父は四〇歳くらい、母は三五歳くらい、弟は五歳くらい、原告楊宝山は満一〇歳を目前にしていた。原告楊宝山家族は、南北に長細く延びた平頂山村の北西に住んでいた。

2 事件の前夜、抗日ゲリラ部隊が一軒一軒ノックして日本人の存否を尋ねて回った。このため原告楊宝山は目を覚めた。事件当日の朝、原告楊宝山らが戸外で遊んでいたところ、北の方角から日本軍の軍用トラック数台が村に近づいて来て停止し、トラックから降りた日本軍兵士が村に向かってやって来た。原告楊宝山は、ただならぬ雰囲気を感じて、母に報告すると、母は「あぶない。外に出てはだめ。」と言った。父は夜間勤務を終え帰宅したばかりで、弟は家の中で遊んでいた。間もなく、日本兵が「今から演習があるので、弾に当たると危ないので一時避難せよ。」とか、「ゲリラ部隊が来ているので危ないから避難せよ。」などと大声で言って、住民を戸外に追い立てた。原告楊宝山の家には、銃を持った私服警官が入って来て急ぎ立てた。言われるままに外に出たところ、大通りは住民で溢れ、彼らを追い立てる日本兵も大勢いた。

3 住民らは大通りの北から南方向へ追い立てられ、集落の南端辺りから西方にある崖下を集められた。およそ四台の軍用トラックが南から東方向に分散し、トラックから降りた兵士らが、一箇所に集結させられた住民を包囲するように並んだ。住民の西側は断崖となっていて、住民らの逃げ道を塞いでいた。日本軍兵士は、住民を集合させるのは写真を撮るためだと説明していた。それを裏付けるかのように、黒い布で覆われた写真機らしき物が置かれていた。しかし、その黒い布が取り払われると、機関銃が現われ、一斉の機銃掃射が開始された。

4 原告楊宝山ら家族は、機関銃の至近距離にいた。原告楊宝山、母、父が横（南北方向）に並び立ち、母の後ろ（西側）には弟がいた。機銃掃射が始まった時、母は、瞬間原告楊宝山の頭を押さえ地面に伏せさせた。周囲は、泣き声、叫び声、銃声音で充滿した。原告楊宝山は、母の安否を確認するため、繰り返し「お母さん」と呼びか

け続けた。そして、母もこれに応えていた。機関銃の銃口が比較的上向いていたため、原告楊宝山と母は何とか難を逃れた。いったん機銃掃射が中断されると、誰かが中国語で「まだ生きている人、早く逃げろ。もう日本軍はいない。」と叫んだ。原告楊宝山らは、日本軍の至近距離におり、日本軍が撤退した気配もないので、そのまま動かずにいたが、やがて一部の住民が立ち上がって逃げようとした。この時、再び機銃掃射が始まって、立ち上がった住民を薙ぎ倒した。機銃掃射は、射度を変え、倒れ伏している住民に対しても、万遍なく浴びせられた。母は原告楊宝山を庇うように抱きかかえて横たわっていたところ、今度は射度が低く、銃弾が母に命中した。原告楊宝山が呼びかけても返事はなく、やがて滴り落ちてくる血が原告楊宝山の顔を濡らした。見ると母の口と鼻から血が流れていた。そして、原告楊宝山の右腰にも銃弾が命中した。

5 やがて二回目の機銃掃射が終わり、再び中国語で逃げよと促す声が聞こえたが、今度は誰も動く気配はなかった。そのうち日本軍兵士が、折り重なって倒れている住民ひとりひとりに銃剣でとどめを刺して歩いた。時折叫び声が上り、生存者が刺殺されていることが分った。原告楊宝山も背中を刺され、同時に軍靴で頭を強く踏まれ傷害を負った。

6 やがて、日本軍兵士はトラックに乗って引き上げた。原告楊宝山は、逃げようとして母を見ると、母は目を開いたまま口や鼻から血を流して死んでいた。傍にいた父を揺すってもびくとも動かなかった。弟がどうなったかは分らなかった。原告楊宝山はいったん南の方へ逃げ出しかけたが、もしかしてまだ母が生きているかもしれないとの思いで、再び元いた場所に戻ったところ、血塗れになった死体の山で、どこに母がいるのかさえ分らなくなった。現場から南方へびっこを引きながら歩き、約一時間くらいかけて高粱畑に辿りついた。その夜は、高粱



子供を抱いた母親の遺骨。

畑に隠れ、家族のことを思いながら泣き明かした。

7 翌朝、高粱畑から千金堡の東側を通って東南方向へ向かった。全身血まみれなので、日本軍に見つかるはず
いと感じ、千金堡を避けたのである。そのうち、同じく平頂山村から生還した張学瑞（一五歳）とその兄・叔父
と遭遇した。全員被弾していて、兄は翌日（九月十八日）に亡くなり、コーリヤン畑の溝の中へその遺体を埋葬
した。そして、九月十九日原告楊宝山ら三名は連れ立って葦子峪に辿り着き、そこで抗日ゲリラ部隊と出会った。

8 数日後、憲兵隊が葦子峪に来て、抗日ゲリラ部隊はちりぢりとなった。原告楊宝山は、新賓にある叔父（母の
兄）の家に身を寄せた。叔父は大変貧しかったので、翌年春から、同じ村の地主の所で豚飼いの仕事をすること
となった。

原告楊宝山が一二歳の年の八月、右腰に入った銃弾が大腿部の表面に移動してきたので、叔父に針でつつき出
してもらった。その後長い間、日本軍に知られることを恐れ、平頂山村出身者であることは秘密にしていた。

9 一四歳の時から二二歳（一九四四年）まで、撫順にある日本人経営の石油工場で雑役夫として働いていた。や
がて、吉林省の同じく日本人経営の石油工場で働くようになった。一九四五年八月ころ、再び撫順に戻り農夫と
して働いた後、一九四六年一月からは撫順石油第一工廠で稼働した。その後、石油第三工廠（一九五一年三月か
ら）、煉油工場（一九五八年から）、石化安装公司（一九七五年から）などで就労し、一九八一年退職した。

10 この間結婚し、息子二人、娘二人を儲けたが、子供らはいずれも結婚している。両親と弟を一挙に、それも理
不尽な形で失ったことが、深い精神的な傷跡として残っている。そのため、修学する機会も満足に与えられず、
字が書けないということで工場長への推薦も辞退せざるを得なかった。

第七 原告方素栄について

1 原告方素栄（韓暁鐘）は、一九二八年六月二日父韓延東、母韓方式の長女として生まれた。

一九三二年九月一五日常時、原告方素栄は、遼寧省撫順郊外の平頂山村に両親、祖父母、叔母及び二人の弟と

一緒に住んでおり、当時客人であった屈さんがいた。

2 同年九月一五日の夜、平頂山村を中国の抗日民衆自衛軍が通って行くのが聞こえた。

翌朝原告方素栄が起きて家の外を見たところ、村の近くに日本軍のトラックが何台か駐車しており、武装した日本軍兵士が下りて村に向かって来た。

3 家族が不安にかられて家の中にこもっていると日本軍兵士がやってきた。

原告方素栄の父親は、とっさに裏道の方へ逃げようとして塀をのぼっている途中、日本軍兵士に後ろから銃で撃たれた。このため、祖父が家族に家から出ないように言ったところ、日本軍兵士が「写真を撮る」からと言って、家族を銃で威嚇し外に出るように指示した。

日本軍兵士は後ろから銃で脅しながら村人を西側の山の方へ導き、断崖の下付近で村人に座るように指示した。その時日本軍兵士が「写真機」と言っていた黒い布に覆われたものは既に置かれていた。

4 原告方素栄ら一家は祖父母、母親、二人の弟、叔母ともう一人の客人が丸まって座った。すると、突然黒い布がとられ機関銃があらわれ、すぐに日本軍兵士は機関銃を発射した。原告方素栄の隣にいた祖父はその際、銃で撃たれ、原告方素栄をかばうように倒れた。原告方素栄も、頭、首、左手、左腕、左脇腹、左足など全部で八ヶ所撃たれた。母親も頭を撃たれたのが見え、弟二人と叔母も倒れたのを見た。



刀で頭部を打たれた方の遺骨。顔半分は原形をとどめていない。

5 氣を失い、氣がついてみると日本軍兵士が倒れている村人を銃剣で刺して歩いていった。その時下の弟が起きて「お母さん」と呼んだところ、日本軍兵士が来て銃剣で弟を刺して投げ捨てた。そのため、原告方素榮は恐怖で一杯となり、じっとしていた。夕方暗くなる前に日本兵が引き上げて行った。

6 その晩、原告方素榮は死んだ祖父を抱くようにして寝ていたところ小雨が降ってきた。翌朝明るくなった頃目が覚めて起きたが誰も動かなかったので、全員死んでいることがはっきりした。そこで近くの炭鉱労働者が住んでいる家の方へ行き、周囲のバラ線が張ってあった所へ行った時、祖父と知り合いであった宋という名の労働者が偶然水を捨てに来て原告方素榮を見つけ、家の中に保護してくれた。

宋の家で原告は麻の袋でくるまれオンドルのはしっこに置かれ、宋は知り合いの労働者と相談していた。その結果、原告方素榮は母方の祖母が住んでいた千金堡に連れて行ってもらうことになった。

7 九月一八日労働者に頼んで原告方素榮は水瓶の中に隠れて、千金堡に連れて行ってもらった。原告方素榮はそこで素人による治療を受けたが、その傷が治るのに半年位かかった。その間に身体に入っていた銃の弾が出てきた。

その後、原告方素榮は千金堡で小学校に入り、卒業後は一五才で労働者となった。

原告方素榮は、平頂山事件の生き残りであることが分ると日本兵に襲われると言われあちこち隠れて住んでいたが、やっと一九四九年以降に公然と事件の話が出来るようになった。

8 原告方素榮の父親は時計の修理を行い、祖父は売店をしており、他の家と比べて比較的裕福であった。しかし、家族を殺害されたため差別を受け、生活も困難を極め十分に学業も出来なかった。

第八 被告国の責任

一 被告の国際法違反について

1 ハーグ条約違反

(一) 歴史的に言っても、戦闘員と非戦闘員（一般住民）の区別、軍事目標と非軍事目標を敵対行為の直接の影響

から保護しなければならないとの原則（区別原則）は、かなり古くから認められていたが、特に近代国家の国民軍制度の復旧、大量殺戮を可能とする近代兵器の出現により、直接戦闘に参加しない、正規軍以外の文民ないし一般住民は、戦闘の惨禍から保護される必要があるとして、十九世紀以降、「非戦闘員の不可侵の原則」が、国際的にも確立してきた。

(二) このような背景のもと、一八七四年のブラッセル宣言は、「開放されており、防守されていない都市は、攻撃も砲撃もしてはならない」と定めたが、更にこれを受けて、一九七〇年に制定された、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下「ハーグ条約」という）は、その第二五条において、「防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ」と定め、また同規則第四六条においては、「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及ソノ遵行ハ、之を尊重スベシ」と定めたのである。日本はこのハーグ条約を、一九一一年一月六日批准し、同条約は一九二二年二月二日に発効している。

(三) なお、ハーグ条約は、その第二条で、本条約適用の条項をおき、「：本条約ノ規定ハ、交戦国カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約国間ニノミ之ヲ適用ス」と定め、いわゆる総加入条項を設けており、一部交戦国が未批准であつたことから、日本についても適用されないのではないかと論が存する。日本は当時、第二次大戦について、「今次対戦の交戦國中、コスタリカ、ホンジュラスは未批准、未加入、イタリアとドミニカは署名、未批准のため適用がなく、ただ国際法の通念としてこれに遵由する」という立場をとっていたが、少なくともハーグ規則第二五条の一般住民に対する攻撃の禁止は一九世紀以来、国際慣習法となっていたのであり、後述する極東国際軍事裁判における国際軍事裁判所は、ハーグ規則が、文明国の間で常に遵守されるべき慣習法となつてゐると宣言している。また、ハーグ規則第四六条については、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第四六条が総当事者条項（第二条）の作用により、第二時大戦の当事国に不適用の場合でも、既に国際慣習法として成立していると認められる」との判例（昭和四一年二月二八日東京地裁判決・東京水交社事件）もある。よつて、少なくとも、ハーグ規則の定めるところのものは、当時の国際慣習法となつてゐたことは確実である。

(四) 被告の原告らに対する前記行為が、ハーグ規則二五条にいう防守せざる都市、村落、住宅または建物に対す

る攻撃であり、同規則四六条にいう個人の生命、私有財産の尊重義務違反であることは明らかである。

2 人道に対する罪

(一) 第二次世界大戦が終了した翌年の一九四六年一月一六日、連合国最高司令部一般命令書第一号として発布された「極東国際軍事裁判条例」は、その第五条二項（ハ）号において、「戦前または戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐待、追放其の他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して為されたるもの」を、「人道に対する罪」として規定している。そして、被告国は、一九五一年に四八カ国の連合国と締結した「日本国との平和条約」（いわゆるサンフランシスコ講和条約）において、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾し、日本国政府として右判決の正当性を承認している。

(二) 被告の原告に対して行つた前記行為が、右条項にいう「殺戮、殲滅」行為であることは明らかであり、人道に対する罪に該当することも明白である。

二 条約及び国際慣習法の国内的効力

1 ところで、このような国際法上の違反行為が即国内的な効力を有するかであるが、大日本帝国憲法一三条では、「天皇ハ戦ヲ宣シ、和ヲ講ジ及ビ諸般ノ条約ヲ締結ス」とされ、条約の締結は天皇の外交大権に属するものとされていた。従つて、条約の締結は帝国議會に協賛を要するものではなく、天皇の裁可は締結と同時に批准の意味を持つものとされ、上論を付して交付されれば国内法的効力を有するとされており、これは国際慣習法についても同様である。

2 戦後の日本国憲法については、その九八条二項において、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守することを必要とする」と定め、条約並びに国際慣習法を遵守する義務があることを認めている。そして、条約並びに国際慣習法は、国内裁判所で直接適用しうる法源として、自動執行力を有する。

3 従つて、大日本帝国憲法によつても、現行憲法によつても、条約や国際慣習法を直接日本国内の裁判所で裁判規範として用い得るのである。

三 被告の損害賠償責任

1 国家責任の対象

(一) 国際法上、国家責任は国家の違法行為から生じるが、この国際違法行為は、国際法上国家に帰属する作為または不作为からなる行為、及び、国家の国際義務違反を構成する行為である。

(二) 国際義務違反は、国際犯罪と単なる国際違反行為に分けられるが、国際犯罪は国際社会の基本的な利益の保護のために不可欠であるので、その違反が国際社会全体によって犯罪であると認められるような国際義務の違反であるとされている。人権に関する国際法でいえば、国家責任の問題は、国が国際的に認められた人権を尊重する義務に違反した場合に生ずるものであり、その義務は、国際的に認められた人権を尊重する義務だけでなく、これらの権利を確保する義務、すなわち私人による国際義務の遵守を確保し、侵害を防止する義務をも負う。つまり、政府が、相当な注意をもって、人権侵害に対する十分な対応を行い、又はこれを組織的に防止することを怠ったときには、その国家は法的な責任を負うのである。

(三) 本件においては、原告らに対する人権侵害行為を防止する義務を負っている被告が、前記条約等に違反して自ら原告らに対する人権侵害行為をなしてきたものであり、これは国際違法行為のうち、戦争犯罪を構成する国際犯罪に該当し、被告には当然、法的責任が生じる。

(四) 次に、このような国家責任を誰に対して負うかであるが、人権諸規定によって保護される利益は、特定の国にのみ割り当てられるものではない。多国間条約の全ての締結国や国際慣習法の関連する規定によって拘束される他の全ての国が被害国であって、他国間の人権条約又は人権に関する国際慣習法に基づく国家責任は単に被害国に対するものではなく、国際社会全体に対するものである。これは、国際常設司法裁判所の「バルセロナ・トラクション事件判決」においても、次のように明白に述べられているものである。

「国家の国際社会全体に対する義務と外交保護の領域において他の国家に対して生じる義務との間に区別を設けることが重要である。その性質からして、前者は全ての国家の関心事である。問題となっている権利の重要性からすれば、全ての国家がそれらを保護することに法的な利害を有していると言える。それらは、対世的

な義務である。かかる義務からは、例えば現代の国際法においては、侵略行為、集団殺害の違法化並びに奴隷制度及び差別からの保護を定めた人間の基本的権利に関する原則及び規則から生じる。これらの保護すべきいくつかの権利は、一般国際法の体系に含まれるようになったし、その他の諸権利は、世界的又は準世界的な性格を有する国際文書によって規定されている。」

(五) 更に、第二次大戦後は、人間の固有の尊厳に由来する、平等でかつ奪い得ない人権を保障し、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守をする義務を各国が負っていることが、世界人権宣言をはじめ、国際人権規約で定められた。そしてこの人権は、一人一人に保障されるものであり、人権の侵害に対しては、効果的な救済を受ける権利を有すると定められている。世界人権宣言第八条では、「全ての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と定めている。また、日本も批准している、国際人権規約B規約第二条三項aは、「この規約において認められる権利又は自由を侵害されたものが、公的資格で行動するものによりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定めている。更に、国際人権規約第九条第五項、ヨーロッパ人権条約第五条五項は、「賠償を受ける強制可能な権利」と定め、拷問禁止条約は、拷問の被害者に対して、救済及び「できるかぎり十分なりハビリテーションのための手段を含む、公正かつ十分な補償を受ける強制可能な権利」を与える規定をおいている(第一四条一項)。

(六) このように、国際人権法においては、権利を侵害された被害者の補償を受ける権利を定め、更に、これを効果的な救済を受けることのできる「強制可能な権利」であると定めている。国際人権諸機関の関連する決定及び見解の中では、例えば、規約人権委員会は、締結国が違反を救済する効果的な処置をとる義務を負うとの意見を述べたことに加えて、違反の性質や被害者の状態によって、必要とされる救済措置について締結国は、①事実を調査すること、②それについて適当な行動をとること、③責任があるとされた者を裁判にかけること、④被害者に対し、規約が規定し、及び補償する取扱を行うこと、⑤被害者に医療を提供すること、⑥被害者又はその家族に対して補償を支払うこと等の義務を負うとの見解を表明してきた。また、委員会の見解では、身

体に対する傷害や損害のみならず精神的な傷害や損害についても、補償の金額又は性質を決定するための基礎とされてきた。

(七) 違法行為を侵した国家が対世的な性質を有する人権に関する義務に違反した場合には、国際社会全体に対して国家責任を負うが、ここにいる国家責任をこれまでの判例で要約すれば、①事実の調査、②責任者を裁判にかけること、③被害者に補償すること、である。このように、国際人権法、国際人道法の違反に対する国家責任の結果として生ずる義務は違反行為を犯した国の事実上の管轄下であり、これらの違反による被害者である個人又は集団の側における対応した権利を必然的に生じさせる。国際法の下でこれら被害者に付与されている主要な権利は、効果的な救済と正当な賠償を求める権利である。

2 原告らの損害賠償請求権

(一) ハーグ条約はその第三条において、「前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之ガ賠償ノ責ヲ負ウヘキ者トス。交戦当事者ハ、之ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニツキ責任ヲ負フ」と定め、交戦当事国の損害賠償責任の規定をおいている。賠償を支払う国際的義務とは、交戦当事者が自ら規則に違反して引き起こした損害に対して責任を負うことを意味し、損害とは、戦争法規に違反する行為から生じた個人又は財産に対してもたらされた損害を指す。この損害賠償責任の規定はこれまでの諸条件には置かれていなかったが、一九〇七年の平和会議において、ドイツの代表のフォン・グエンデルが「もしも、法規慣例に関する規則違反によって損害を被った被害者が政府に損害賠償を請求できず、加害者の将校や兵士にしか請求できないとすれば、それは賠償を取得するあらゆる可能性を被害者から奪うに等しい。従って、政府は責任から免れてはならない。」と発言して、この規定がおかれたという経緯がある。このような第三条の規定とそれがおかれるに至った経緯、並びに、ハーグ条約・同規則が、個人の権利を定める規定の仕方をとらず、締結国の義務の形をとっていることからしても、これは、加害国の被害者に対する賠償責任を定めた者であることは明らかである。

(二) また、この損害賠償責任の規定は、その後の条約にも引き継がれている。すなわち、一九四九年に採択され

たジュネーブ四条約は、第一条約は五一条で、第二条約は五二条で、第三条約は一三一条で、第四条約は一四八条で、締結国の責任として、「締結国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、又は他の締結国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない」と定めている。ジュネーブ四条約は、「条約に対する重大な違反行為を行い、または行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるために必要な立法を行うことを約束する」と定め、捜査し、公判にかけなければならないと定めたうえ、上記の規定を置いているのである。ジュネーブ条約の追加議定書では、第九一条で責任の規定を置き、「諸条約又は、この議定書に違反した締結国は、必要な場合には、賠償を支払う責任を負う。紛争当事国は、自国の軍隊を構成する者が行ったすべての行為について責任を負う。」と定めている。

(三) このように、ハーグ条約第三条の被害者に対する加害国の賠償、補償責任は、ジュネーブ諸条約、ジュネーブ条約の追加議定書でも繰り返し定められてきているところであって、前記のとおりハーグ条約を批准していた日本は同条約第三条により、同条約及び付属規則違反について、被害者に対して賠償責任を負っているものであり、原告らは被告に対し、直接損害賠償請求権を有するのである。

四 国内法違反と原告らの損害賠償請求権

1 日本の刑法における規定

日本の国内法においては、明治四十一年に施行された刑法第一九九条で殺人罪を、同法第二〇三条で未遂処罰を規定し、同法第三条では、これらの犯罪については日本国民が国外で犯した場合も処罰することを規定している。

2 中国刑法における規定

一九三二年当時の中国刑法は、一九二八年三月一〇日国民政府公布、同年九月一日施行のものである。そして、同法二八二条第一項においては殺人罪を、同第二項においては未遂処罰について規定している。

3 国際不法行為における準拠法

法令一一一条一項は、不法行為に基づく損害賠償請求権については、その原因たる事実の発生したる他の法律によると定めており（不法行為地法）、被告が前記の不法行為を行ったいわゆる行動地も、原告らが被害にあった

損害の発生地もともに中国であるので、本件についてはいずれも当時の中国法が適用されることになる。

4 中国における不法行為

(一) 一九二九年一月二日、国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中国民法第一八四条は、故意又は過失により他人の権利を侵害したる者は損害賠償の責任を負うと定め、第一八五条は、共同不法行為者は連帯して損害賠償責任を負うと定め、第一八六条は公務員が故意に職務の執行について第三者に損害を与えた時は損害賠償責任を負うと定める。また、第一八八条は、使用者は連帯して損害賠償責任を負う、使用者が雇い人の選任及びその職務の執行の監督について相当の注意をなしたる時は、損害賠償義務を免れないと定める。しかし、同条において、このために被害者が損害賠償を受けることができないときは、裁判所は請求により、被害者の経済状況を斟酌して、使用者に、全部又は一部の損害賠償を命ずる、この場合は使用者は被用者に対して求償権を有すると定める。また、第一九三条は、他人の身体、健康を不法に侵害した者は労働能力の喪失あるいは減少、生活上の需要の増加に対して損害賠償責任を負うと定める。

(二) 被告の責任

しかして被告は、原告らに対し、中国民法第一八四条、同第一八八条、同第一九三条に基づく損害賠償義務が存する。

五 サンフランシスコ平和条約における賠償請求権放棄の意味

1 日本政府の戦争犯罪に対する補償についての見解は、「先の大戦にかかわる賠償、財産、請求権の問題については、日本政府としては、サンフランシスコ平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきている。例えば、韓国との関係でいえば、一九六五年の協定によると日韓両国及びその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。従って、国際法上も外交上も、この問題に関し日本政府による国家間の賠償はできない。」とするものである。

2 しかしながら、そもそも国家は別個の法主体である個人の請求権を放棄することはできない。さらに、日本政府のいう解決策とする見解は、中国に対しては全くあてはまらないものである。すなわち、中国はサンフランシ

スコ講和会議に招集されておらず、一九七二年九月二十九日に発表された日中共同声明以外に両国間に、条約、協定などは存在しない。もともと、日中国交回復の原則として中国が掲げたものは、第一は北京政府が唯一の合法政府であるとする事、第二に台湾の帰属、第三に一九五一年に中華民国との間に結ばれた日華平和条約の効力の問題であったが、日中共同声明という形でこれらの問題を政治的に決着したものであった。

3 日中共同声明の第五は、「中華人民共和国政府は、日中両国国民の有効のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」としている。日華平和条約では、交換公文によって、「中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、または今後はいるべき領域に適用がある旨の我々の間で達した了解」とされ、適用領域を限定していたが、日本政府は北京政府との間の交渉では逆に、中国本土についても賠償問題は、日華平和条約で解決済みと主張し、放棄すべき請求権がないので、「戦争賠償の請求を放棄」と、共同声明に記載したものであるとしている。すなわち、共同声明によって賠償請求権を放棄させたものではないとするのが、日本政府の見解であった。日華平和条約が地域的限定性を持つものであることは、交換公文により明らかであるから、中国本土とその国民との関係では、中国の戦争賠償の放棄もなされていないと解することができる。

4 国家間の賠償請求権についてもこのような問題があるが、そもそも共同声明では、被害を受けた中国国民の被害の賠償請求権について何ら触れられておらず、中国国民への被害弁償はなされていない。従って、日中共同声明によっても、中国国民の被害の賠償請求権は放棄されておらず、中国国民の被害弁償については何ら解決していないのである。

5 一九九二年三月一日、全国人民代表大会に民間人の戦争被害の賠償を要求する法案が議員立法として提出される動きに対して、中国の外務省スポークスマンは、賠償問題は両国政府間では解決済みとの見解を表明しながら、「一部の中国被害者が日本と当事者として接触することは、我々の干渉するところではない。」と民間の被害賠償請求の動きを黙認する姿勢をとっていた。一九九五年三月七日には、銭其琛外相が、全国人民代表大会で台湾代表の質問に答えて、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であって、一個人の賠償までは含まれない」としたうえ、民間賠償を求める国民の動きを阻止しないと報道されているところである。

このように、いずれにしても、原告ら個人の損害賠償請求権が放棄されたことは全くないのである。

第九 原告らの損害

一 原告莫德勝の損害

原告莫德勝は、前述のような日本軍の残虐行為によって、左肩を銃剣で刺されたのみならず、祖父母、両親、妹の家族五人も、家や財産と共に、一瞬にして失ってしまった。

原告莫德勝は、家族、財産を失ってしまったことで、その後も経済的に苦しい生活を続けざるを得なくなり、現在も決して豊かな暮らしを営んでいない。

また、事件の記憶はこの六〇数年間、決して頭を離れたことはなく、精神的なダメージも全く回復には至っていない。のみならず、日本の政治家による戦争責任否定の暴言は、その度に、新たな精神的ダメージを与えているのである。

このような肉体的・精神的・経済的な苦痛に鑑みれば、原告莫德勝の損害は、少なくとも金二〇〇〇万円を下らないことは明らかである。

二 原告楊宝山の損害

原告楊宝山も、前述の日本軍の行為により、自身、右腰に銃弾を受け、背中を銃剣で刺され、軍靴で頭を踏みつけられるなどの傷害を負ったのみか、両親、弟の家族三人をも、家、財産とともに失い、以後現在に至るまで苦しい生活を余儀なくされている。

原告楊宝山の損害も、このような肉体的・精神的・経済的苦痛に鑑みれば、少なくとも金二〇〇〇万円は下らないことは明らかである。

三 原告方素栄

原告方素栄も、前述の日本軍の行為により、自身、頭、首、左手、左腕、左脇腹、左足等、八カ所にも及ぶ傷害を負ったのみか、両親、祖父母、叔母、二人の弟の家族七人をも、家、財産とともに失い、以後現在に至るまで苦し

い生活を余儀なくされている。

原告方素栄の損害も、このような肉体的・精神的・経済的苦痛に鑑みれば、少なくとも金二〇〇万円は下らないことは明らかである。

四 よって、請求の趣旨記載の判決を求めるべく本訴提起に及んだ次第である。

添付書類

訴訟委任状

三通

一九九六年（平成八年）八月一四日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 尾 山 宏

同 小野 寺 利 孝

同 環 直 彌

同 泉 澤 章

外二二名

東京地方裁判所 御中

当事者目録

中華人民共和国遼寧省撫順市望花区新民街三委二組一一棟四樓一号

原告 莫 德勝

同国 同省 同市新撫区將軍街二九委三五組三〇三号

原告 楊 宝山

同国 雲南省昆明市江岸小区一四幢二单元二〇四号

原告 方 素榮

東京都新宿区本塩町四丁目四番 祥平館ビル九階

東京中央法律事務所（電話〇三―三三三三―一九一二）

右原告ら三名訴訟代理人

弁護士 尾山 宏

東京都文京区本郷二丁目一番六号谷口ビル五階

文京協同法律事務所（電話〇三―三八一八―六一五二）

同 小野寺 利孝

東京都港区虎ノ門一丁目二番一号三〇一

虎ノ門総合法律事務所（電話〇三―三五〇八―七八四八）

同 環 直 彌

東京都文京区本郷五丁目二番一二号

澤藤統一郎法律事務所（電話〇三―五八〇二―〇八八一）

同 澤 藤 統 一 郎

愛知県豊橋市吉田町二三五 タワーレジデンスHADA101・1101

高和・川崎法律事務所（電話〇五三二―五三二―二二七二）

同 高 和 直 司

東京都港区芝四丁目五番一二号 三田ハイツ五〇二号

（電話〇三―三四五二―八四六七）

同 兵 頭 進

東京都港区赤坂二丁目二番二一 永田町法曹ビル？階

及川法律事務所（電話〇三―三五八六―四五〇一）

同 及 川 信 夫

東京都豊島区三丁目二八番七号 大木ビル三階

豊島法律事務所（電話〇三―三三三四―七三二三）

同

徳岡

宏一朗

東京都港区赤坂二丁目二番二一號 永田町法曹ビル二階

東京合同法律事務所(電話〇三―三五八六―三六五二)

同

泉澤

章

東京都墨田区江東橋三丁目一三番一號 KS一五ビル七階

東京東部法律事務所(電話〇三―三六三四―五三二一)

同

大江

京子

東京都新宿区西新宿一丁目一九番六號 山手新宿ビル九階

新宿法律事務所(電話〇三―三三四三―三九八四)

同

川上

詩朗

外別紙代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一號

被

告

右代表者法務大臣

国

長尾

立子